

第1章

基本的考え方

- ① 基本指針策定の趣旨 2
- ② 基本指針の性格 3

第1章 基本的考え方

1 基本指針策定の趣旨

久留米市人権教育・啓発基本指針(以下「基本指針」という。)は、2000年(平成12年)12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定(『地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。』)に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

久留米市ではこれまでも、「日本国憲法」の精神を踏まえ、1994年(平成6年)に「人権尊重都市宣言」を行い、1995年(平成7年)に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、1999年(平成11年)に「人権教育のための国連10年・久留米市行動計画」を制定・策定し、また、市政運営の根幹をなす「久留米市新総合計画」(2001年・平成13年策定)の中でも、『市民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、依然として根強く存在しており、あらゆる場、あらゆる機会に人権教育・啓発を効果的に進めていくことが求められている』として、あらゆる差別の撤廃に向けた取組みを進めてきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な局面において、被差別部落の人をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者に対する偏見や差別など人権問題が広く存在しています。

さらに、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は、豊かな市民生活を実現するための極めて重要な課題となっています。

世界的に人権の尊重を共通の行動基準として、人権が保障される国際社会を目指した取組みが進められる中、本市において市民一人ひとりが輝く都市を実現するためには、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力・可能性が十分に発揮できる社会、人権の世紀21世紀に相応しい人権感覚豊かな市民が、お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会づくりが必要です。

その中心となる人権教育・啓発は、あらゆる人々の英知を結集して、一人ひとりの人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、粘り強かつ創造的に展開していくことが重要です。

そのため、本基本指針を策定し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進します。

2 基本指針の性格

この基本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び「久留米市新総合計画」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。
- (2) 「*人権教育のための国連10年・久留米市行動計画」以降の本市における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の方向性を示すものです。
- (3) 久留米市における人権教育・啓発や施策の効果的な推進を図るための基礎資料とするため、2004年(平成16年)3月に「次世代育成支援に関するニーズ調査」、2005年(平成17年)8月に「男女平等に関する市民意識調査」、2006年(平成18年)3月に「人権・同和問題市民意識調査」を行いました。

これらの調査により明らかになった本市の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して、市民がそれぞれのライフスタイルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう中長期的な展望の下に策定したものです。

- (4) 人権が尊重される社会の担い手は市民であるとの認識の下に、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、市民、事業者、団体、行政等がそれぞれの役割を踏まえた上で連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものです。

